

おおた健康経営事業所認定審査委員会運営要綱

令和元年 8 月 15 日

31 健健発第 10991 号部長決定

改正 令和 4 年 3 月 18 日 3 健健発第 12231 号健康政策部長決定

令和 7 年 3 月 10 日 6 健健発第 12050 号健康政策部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大田区付属機関の設置等に関する条例（令和 7 年条例第 2 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、おおた健康経営事業所認定審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) おおた健康経営事業所の認定審査に関すること。
- (2) 別途定める「おおた健康経営事業所認定事業実施要綱」の認定基準等の改正に関する事項
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は次に掲げる区分のうちから、区長が任命又は委嘱した委員 7 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験
- (2) 保健医療
- (3) 産業
- (4) 区職員
- (5) その他必要と認める者

2 委員を辞職しようとするときは、理由を添えて区長に申し出なければならない。

(会長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員任命後、委員長選出前の委員会の会議は、区職員選出の委員を代表する者が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により開催する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の議事を効率的に審査するため、委員は会議開催前に書面による予備審査をすることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、健康政策部健康医療政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和元年8月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。